

事務事業チェックシート

評価年度	H24	H25	H26	対象外
		○		

事務事業No 193 事業名 居宅介護サービス等利用円滑化交付金事業

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	4	社会保障制度の充実
施策	1	社会保障制度の充実
取組	4	介護保険制度の円滑な運営

事業種別	継続	主な事務事業
事業期間		～
事業実施の根拠法令		
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	介護保険課	山田 喜道 (435-1190)
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費
	その他		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務
	その他		
会計・予算区分	会計	介護保険	
	款	地域支援事業費	
	項	包括的支援事業・任意事業費	
	目	任意事業費	
	大事業	任意事業費	
事項	居宅介護サービス等利用円滑化交付金事業		
「3つのキーワード」との関連性			
いのちを守る	人と文化を育てる	ふるさと力を高める	該当せず

1 事業概要及び実施内容

事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か)	事業内容				
住宅改修に伴う意見書作成業務を行うケアマネージャーの支援を行うことで、居宅介護サービスの円滑化を図る。	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネージャーに1件について2,000円の助成を行う。				
事業概要	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネージャーに1件について2,000円の助成を行う。	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネージャーに1件について2,000円の助成を行う。	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネージャーに1件について2,000円の助成を行う。	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネージャーに1件について2,000円の助成を行う。	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネージャーに1件について2,000円の助成を行う。
	実施内容				

2 事業コスト

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	計画	決算	計画	決算
事業費	752	646	752	578	752	702	752	734	872	
伸び率 (%)	-	-	0.0%		0.0%		0.0%		16.0%	
人件費	常勤職員	2,761	2,674	2,761	2,669	2,761	2,241	2,761	2,627	2,761
	非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,761	2,674	2,761	2,669	2,761	2,241	2,761	2,627	2,761
国庫支出金	300	258	300	231	300	289	297	289	344	
県支出金	150	129	150	115	150	145	148	144	172	
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	152	129	152	115	152	128	159	157	184	
一般財源 (税等)	150	130	150	117	150	140	148	144	172	
所要人数	常勤職員	0.36	0.35	0.36	0.35	0.36	0.3	0.36	0.35	0.36
	非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な予算内訳	交付金734千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名及び達成状況				平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	単位	全体目標値	全体目標達成度	年度別達成度					
居宅介護支援を受けていない住宅改修利用者件数				年度目標値					
				実績値			351	367	
単位				年度別達成度					
				年度目標値					
単位				実績値					
				年度別達成度					
成果指標	利用円滑化交付金額				年度目標値				
	千円			実績値	646	578	702	734	
単位	交付件数				年度別達成度				
	件			年度目標値					
				実績値	323	289	351	367	
				年度別達成度					

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性(担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	住宅改修を行う際、ケアマネジャーが理由書を作成する必要がある、申請者が他の介護サービスを利用していない場合、ケアマネジャーが理由書を作成しても無報酬となることから、本制度が必要となる。
「見直し」「改善」案 ※上記、「今後の方向性」において、「事業内容」、「コスト投入」の方向性が共に「現状維持」以外の場合は記載	